

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 必要書類一覧表

提出書類等	具体的な書類例	○ 必須 場合により 必要	確認欄
本支援金の支給申請書	(同封の様式1-1号)	○	
申請時確認書	(同封の様式1-2号)	○	
本人・世帯構成確認書類の写し	住民票	○	
社会福祉協議会が実施する特例貸付 (総合支援資金の再貸付)が確認で きる書類の写し	・再貸付の借用書(控)の写し(再貸付の貸 付決定通知書の写しでも可) 不承認だった場合、不承認通知の写し	ない場合は が必要	
<u>R4.1月以降は ても可</u> 社会福祉協議会が実施する特例貸付 (緊急小口資金及び総合支援資金の 初回貸付)が確認できる書類の写し	緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付の 借用書(控)の写し(貸付決定通知書の写し でも可)	ない場合は が必要	
再貸付不承認・過去借入状況申告書	(同封の様式1-3号) 又は の書類がない場合に提出	または が ない場合のみ	
収入が確認できる書類の写し 【申請者分】 【世帯全員分】	給与明細表、売上・経費のわかる台帳、 手当・年金等の振込記録(通帳)など 収入が無い場合は、通帳など	○	
金融資産が確認できる書類の写し 【申請者分】 【世帯全員分】	通帳、ネットバンクの残高確認画面など お持ちの口座全ての分について必要 貸付の振込確認、支援金の振込先確認にも必要	○	
生活保護の申請をしていることがわ かる書類	保護申請書の写し(保護の実施機関の受領印 があるもの) 生活保護を申請中である場合のみ	保護申請中の 場合のみ	

今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うことが必要です。

活動が確認できない場合には、支給中止となります。

(1) 公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと(具体的には下記 ~)

月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける

月2回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受ける

原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

~ の活動は所定の様式で報告を行っていただきます。

報告様式、報告方法、報告時期などの詳細は、支給決定者に対してお知らせします。

(2) 就労による自立が困難であり、生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと